

報道資料

平成29年10月3日

1 件 名 農業集落排水処理施設使用料の徴収誤りについて

2 内 容

経緯

原因

誤りの内容

今後の対応

再発防止策

} 内容につきましては、別紙をご覧ください。

野村和司上下水道事業管理者からのお詫び

農業集落排水事業の使用料徴収事務につきましては、市長から私が事務の委任を受けて、上下水道局で実施しております。

このたび、事務処理の不備により、御利用されている皆様に御迷惑をおかけしたことを、深くお詫び申し上げますとともに、今後はこのようなことがないよう、再発防止に努めてまいります。

3 問い合わせ

上下水道局 料金管理課 (担当:三好)
TEL 083-933-6667

平成29年10月3日
山口市上下水道局

農業集落排水処理施設使用料の徴収誤りについて

(1) 経緯

今年度、一部の農業集落排水事業で使用する使用料システムの更新に向けて検証作業を行っていたところ、このシステムを使用する農業集落排水事業において、算定した使用料と条例で定める使用料が異なることが9月初旬に判明しました。

その内容につきましては、システムでの計算過程において消費税にかかる金額の一部を条例に基づく金額より多く徴収していたものです。

その後、対象地域の使用者のデータを確認し、誤っていた件数や金額が9月末にほぼ確認できたところです。

(2) 原因

平成26年の消費税法改正に伴う税率変更に対応するためのシステム改修に不備があり、消費税の算定方法が条例の考え方と異なる方法となったことが原因です。

使用料に関する取り扱いを定める、「山口市農業集落排水処理施設設置及び管理条例」では消費税を含んだ基本料金と人数割料金（人数によって乗ずる）を合計したものを使用料としています。

これに対して、システムは消費税抜きの基本料金と人数割料金（人数によって乗ずる）の合計後に消費税率を乗じて計算をしておりました。この結果1円未満の端数処理において条例が定める使用料と差が発生し、徴収誤りとなったものです。

仁保下郷地区を例にとると、1～2人世帯では1箇月につき1円、3～4人世帯では1箇月につき2円異なり、平成26年6月から平成29年9月請求分までの40箇月分でそれぞれ40円、80円多く徴収したものです。

※ 計算例を2枚目にお示ししています。

(3) 誤りの内容

対象者 : 市内8箇所の農業集落排水処理施設のうち、仁保下郷、仁保中郷、名田島、二島東・宮之旦の4施設を御利用されている方
(宮之旦地区で御利用されている方を除きます。)

件数 : 約1,600件で、約1,300件の方は徴収誤りがあります。
(お住まいの人数によって、払い戻し金が生じない場合があります。)

徴収誤り総額 : 約9万4千円 (精査中)

個別の状況 : 徴収誤りにより、最も影響がある方は40箇月で1,428円で、約94%の方は40箇月で40円、80円、120円の影響が生じています。

(4) 今後の対応

対象者には、10月10日以降に通知書（払い戻し金額、10月請求分からの正しい請求額）を送付するとともに、徴収を誤った使用料は、速やかに上下水道局が払い戻し手続きを行います。

なお、払い戻し手続きは全て上下水道局から文書でお知らせした後に行いますので、対象者の方に電話等で金融機関やATMでの手続きをお願いすることはありません。

(5) 再発防止対策

このたびの徴収誤りはシステム改修時のチェック不足が原因でしたので、再発防止のため改修を行う際のチェック方法を確認し、見直しを行いました。

また、毎月の使用料請求時におきましても、抜き取りチェックを強化します。

なお、法令等に伴い、使用料に変更が生ずる場合におきましても、その都度再確認を行います。

<計算例>

【1月あたりの計算】 仁保下郷地区 2人世帯の場合の使用料

□ 条例の消費税計算の考え方

基本料金	$1,480\text{円} \times 1.08 = 1,598.4$	=	1,598円
人数割	$770\text{円} \times 1.08 = 831.6$	=	831円
合計金額	$1,598\text{円} + 831\text{円} \times 2\text{人}$	=	<u>3,260円</u> …①

□ システムの消費税計算

基本料金	1,480円
人数割	770円
合計金額	$(1,480\text{円} + (770\text{円} \times 2\text{人})) \times 1.08$
	$= 3,261.6\text{円} = \underline{3,261\text{円}}$ …②

□ 差異

$$② - ① = 3,261\text{円} - 3,260\text{円} = \boxed{1\text{円}}$$

問い合わせ先

上下水道局料金管理課

TEL 083-933-6667